

東京学芸大学附属図書館資料撮影等利用要項の一部改正（案）について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この要項は、平成20年5月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>様式2 〔省略〕</p> <p>5. 納入方法 上記利用料を現金書留でご送金ください。 送金先 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学附属図書館<u>学術情報課</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>様式2 〔省略〕</p> <p>5. 納入方法 上記利用料を現金書留でご送金ください。 送金先 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学附属図書館<u>情報サービス課相互利用係</u></p>